

33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母 剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	麵類製造業	3	1.5	
37	豆腐・油場製造業	5	1	
38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	ちぢみ 惣菜製造業のうち煮豆の製造に係る もの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業（副産糸精練業を含む。）	2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの 及び衣服その他の繊維製品に係る ものを除く。以下この表において同 じ。）で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 （のり抜き、精練漂白、シルケット加工 その他の染色整理工程に付帯して 行われる加工処理工程（以下この表に おいて「染色整理工程付帯加工処理工 程」という。）を含む。）に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染 色整理工程付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの（前項に掲げるもの を除く。）	5	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程 （染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。）に係るもの	5	1	
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程 （染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。）に係るもの	5	1	

62	繊維工業でニット・レース染色整理工 程（染色整理工程付帯加工処理工程を 含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染 色整理工程付帯加工処理工程を含 む。）に係るもの	5	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係る もの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水 した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程 に係るもの	2	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項ま でに掲げるものを除く。）	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。） 又はパーティクルボード製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製 造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製 造業でサルファイトパルプ製造工程 に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製 造業でグラウンドパルプ製造工程、リフ アイナーグラウンドパルプ製造工程又 はサーモメカニカルパルプ製造工程 に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製 造業で未さらしセキミグラウンドパル プ製造工程又は未さらしセキミカル パルプ製造工程に係るもの（次項に掲 げるものを除く。）	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製 造業でさらしセキミグラウンドパル プ製造工程（前工程の未さらしセキミ グラウンドパルプ製造工程を含む。）又はさら しセキミカルパルプ製造工程（前工 程の未さらしセキミカルパルプ製 造工程を含む。）に係るもの	2	1	

81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の分離工程を含む。）に係るもの	2	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ、リファイナーカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラフトパルプ、リファイナーカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1
89	機械すき和紙製造業	2	1
90	手すき和紙製造業	2	1
91	塗工紙製造業	2	1
92	段ボール製造業	2	1
93	重包装紙袋製造業	2	1
94	セロファン製造業	2	1
95	乾式法による繊維板製造業	2	1
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1

100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1
101	製版業	2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1
103	複合肥料製造業	2	1
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1
105	ソーダ工業	2	1
106	電炉工業	2	1
107	無機顔料製造業	2	1
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	2	1
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
115	脂肪族系中間物製造業	2	1

116	メタン誘導品製造業	2	1	6.5、4とする。
117	発酵工業	2	1	
118	コールドターナル製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	

143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
154	なめし革製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	
166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2	1	
172	うわ菓製造業	2	1	
173	高炉による製鉄業	2	1	
175	フェオアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	

178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	2	1
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	2	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1
182	鋼管製造業	2	1
183	伸鉄業	2	1
184	磨棒鋼製造業	2	1
185	引抜鋼管製造業	2	1
186	伸線業	2	1
187	ブリキ製造業	2	1
188	亜鉛鉄板製造業	2	1
189	めっき鋼管製造業	2	1
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
192	鍛鋼製造業	2	1
193	鍛工品製造業	2	1
194	鋳鋼製造業	2	1
195	鋳鉄鑄物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	2	1
196	鑄鉄管製造業	2	1
197	可鍛鑄鉄製造業	2	1
198	鉄粉製造業	2	1
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
200	非鉄金属製造業	2	1
201	電気めっき業	2	1
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1

203	一般機械器具製造業	2	1	(1)の欄の値は、4とする。 (2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量は、(1)の欄の値は、8とする。
204	電子回路製造業	2	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、6とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、4とする。
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1.5	(1) 標準活性汚泥法その他これと同一程度に下水中のりんを除去できより高度に下水中のりんを除去するもの（高濃度のりんを含む汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含む汚水を多

210	空瓶卸売業	4	2	量に受け入れられて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できるときを処理するものに限る。)にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	5	1	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	5	1	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2	
219	自動車整備業	4	2	
220	病院	4	2	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にでき処理することし尿を処理するもの量にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	4	2	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にでき処理することし尿を処理するもの量にあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ

223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	3	1	れ同欄の順序に従い、3、1とする。 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することし尿を処理するもの量(1)の欄の値は、2と2とする。
224	ごみ処理業	4	2	
225	廃油処理業	4	2	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	4	1	
227	死亡獣畜取扱業	4	2	
228	と畜場	4	2	
229	中央卸売市場	4	2	
230	地方卸売市場	4	2	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。)	4	2	
232	前各項に分類されないもの	1	1	(1) 金属鉱業に係るもの (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの (3) 石こう製品製造業に係るもの (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの (5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの) (6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの) (7) (1)から(6)までに分類されないもの

資料3-18 汚濁負荷量の測定手法（化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量）

適用条件 (事業規模等)	日平均排水量	日平均排水量	用水の量と特定排水との関係が明らか		その他 (差し引き方法)	
			日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満		
計測方法・頻度	400m ³ /日以上	400m ³ /日未満	日平均排水量 400m ³ /日以上	日平均排水量 400m ³ /日未満	(差し引き方法)	
汚染状態の計測方法 化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量の値 mg/l	(1)水質自動計測法換算式	○	○	—	—	○
	(2)コンポジットサンプラー及び指定計測法 (JIS)	(1)によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合可能	○	—	—	(1)によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合可能
	(3)指定計測法1日3回以上試料採取	都道府県知事が定める場合可能	○	—	—	都道府県知事が定める場合可能
	(4)水質簡易測定法換算式1日3回以上試料採取	同上	○	—	—	同上
排水量 m ³ /日	(1)流量計・流速計 (2)積算体積計	○	○	○	○	○
	(3)簡易な計測方法	都道府県知事が定める場合可能	○	—	○	都道府県知事が定める場合可能
測定頻度	毎日	200~400m ³ /日・1回/7日 100~200m ³ /日・1回/14日 50~100m ³ /日・1回/30日 (日平均排水量)				
	知事が定める場合	緩和可能				

資料3-19 県条例による上乗せ排水基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水 (単位: mg/l)

区分	区域	業種	基準		許容限度		基準適用期		
			日間平均	最大	日間平均	最大			
既設	県下全域	金属鉱業、非金属鉱業又は非鉄金属製造業に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日		10	15	51. 1. 1		
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日		15	20			
			通常排水量5千m ³ 未満/日		20	30			
		食料品製造業に係るもの	畜産食料品製造業 (食鳥処理加工業を除く。) に係るもの			50	70	51. 1. 1	
				飲料製造業 (清酒製造行及び蒸留酒製造業を除く。) に係るもの		50	70		
			農産保存食料品製造業に係るもの (ジュース原液の製造を行うものに限る。)	通常排水量5千m ³ 以上/日		50	70		
				通常排水量5千m ³ 未満/日		100	130		
			弁当製造業に係るもの		60	80	元. 10. 1		
		その他のもの		100	130	51. 1. 1			
		繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの	通常排水量1万m ³ 以上/日		10	15	51. 7. 1		
			通常排水量1万m ³ 未満/日		100	130			
		木材及び木製品製造業 (家具製造業を除く。) に係るもの				70	100	57. 7. 16	
		パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプの製造を行うもの	通常排水量23万m ³ 以上/日		70	100	51. 7. 1
					通常排水量20万m ³ 以上23万m ³ 未満/日		80	110	
					通常排水量20万m ³ 未満/日		90	120	
				クラフトパルプの製造を行うもの	通常排水量11万5千m ³ 以上/日		70	100	51. 1. 1
					通常排水量10万m ³ 以上11万5千m ³ 未満/日		80	110	
					通常排水量10万m ³ 未満/日		90	120	
			その他のもの			50	70		
			紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日		65	90	52. 4. 1
					通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日		70	100	
					通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日		90	120	
				通常排水量2千m ³ 未満/日		100	130		
				未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日		40	55	
					通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日		50	70	
		通常排水量3千m ³ 未満/日		55	75				
		その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日		40	55			
パルプ・紙及び紙加工品製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	その他のもの	通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日		60	80	52. 4. 1		
			通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日		65	90			
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日		70	100			
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日		80	110			
			通常排水量3千m ³ 未満/日		90	120			
	その他のもの			50	70				

既設	県下全域	化学工業に係るもの	有機化学工業製品製造業に係るもの	アクリロニトリルの製造を行うもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	51. 7. 1		
				通常排水量30万m ³ 未満/日	25	35				
				合成ゴム製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15			
					通常排水量5千m ³ 未満/日	50	70			
			発酵工業製品製造業に係るもの				50	70		
			その他のもの	通常排水量15万m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1			
				通常排水量15万m ³ 未満/日	15	20				
			化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	20	30	51. 7. 1			
				通常排水量10万m ³ 未満/日	30	40				
			その他のもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	10	15	51. 1. 1			
		通常排水量5千m ³ 未満/日		20	30					
		石油精製業に係るもの					10	15	51. 1. 1	
		弁当仕出屋					60	80	元.10. 1	
		飲食店					60	80		
		サービス業に係るもの	その他のもの	し尿処理施設（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除く。）を設置するもの			30	40	51. 7. 1	
				その他のもの	洗たく業に係るもの			100	130	51. 1. 1
					その他のもの	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25	57. 7.16	
						通常排水量15万m ³ 以上30万m ³ 未満/日	25	35		
						通常排水量1千m ³ 以上15万m ³ 未満/日	50	70		
				通常排水量1千m ³ 未満/日	100	130				
		酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの					20	30	51. 1. 1	
		共同調理場					40	60	元.10. 1	
		下水道終末処理施設を設置するもの	し尿処理施設のみを設置するもの					30	40	51. 7. 1
			活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの				20	30	51. 1. 1	
				高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により処理するもの				50		70
その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）	通常排水量5千m ³ 以上/日			10	15	51. 1. 1				
	通常排水量5千m ³ 未満/日			20	30					
新設	県下全域	し尿処理施設のみを設置するもの					25	35	49. 7.19	
		下水道終末処理施設を設置するもの					20	30		
		その他のもの	通常排水量2千m ³ 以上/日			10	15			
			通常排水量1千m ³ 以上2千m ³ 未満/日			15	20			
通常排水量1千m ³ 未満/日			20	30						

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する1日当たりの最大の水量が50m³以上である工場又は事業場の排水（単位：mg/ℓ）

区分	区域	業種	基準		基準適用期日
			許容限度 日間平均	最大	
既設	瀬戸内海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80	6. 4. 1
新設		処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35	3. 7.16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、銅含有量（単位：mg/l）

区 域	基 準 業 種			項 目	許容限度		基準適用 期 日
					日間 平均	最大	
新居浜 海 域	全業種			ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	3.0		47. 1.16
四国中央 水 域	パルプ又は紙製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24
			通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70	
		クラフトパルプ製造業に係るもの	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	48. 6.24
			通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	
	食料品製造業に係るもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	50	60	47. 1.20	
		通常排水量5千m ³ 未満/日	SS	70	90		
	その他のもの（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2の施設を設置するものを除く。）		SS	70	90	48. 6.24	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	10					
	し尿処理施設を設置するもの（みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置するものを除く。）	BOD	30	—			
	銅山川 水 域	鉱山に係るもの			銅含有量	2.0	
四国中央 水域を除く全公共 用水域	紙製造業に係るもの	マニラ麻又は植物靱皮繊維を原料とするもの	通常排水量1万m ³ 以上/日	SS	60	80	52. 4. 1
			通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90	
			通常排水量2千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100	
			通常排水量2千m ³ 未満/日	SS	75	105	
		未使用パルプを原料とするもの	通常排水量5千m ³ 以上/日	SS	40	55	
			通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	50	70	
			通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	55	75	
			その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	SS	35	
	通常排水量2万m ³ 以上4万m ³ 未満/日	SS	55	75			
	通常排水量1万m ³ 以上2万m ³ 未満/日	SS	60	80			
	通常排水量5千m ³ 以上1万m ³ 未満/日	SS	65	90			
	通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	SS	70	100			
	通常排水量3千m ³ 未満/日	SS	75	105			

※1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあつては、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものについても適用する。

資料3-20 市町別の特定事業場数

(平成29年3月末現在)

令 公 市町名	水質汚濁防止法		瀬戸内海環境保全 特別措置法		愛媛県公害 防止条例	合計
	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以 上	排水量 50m ³ /日未満		
四国中央市	9	217	52	1	5	284
新居浜市	7	214	20	0	4	245
西条市	11	332	32	2	10	387
今治市	40	316	19	0	10	385
上島町	7	36	0	0	4	47
松山市	30	597	63	3	13	706
東温市	4	81	8	1	3	97
久万高原町	5	94	-	-	3	102
伊予市	5	78	9	0	4	96
松前町	6	62	9	0	1	78
砥部町	14	43	5	1	1	64
内子町	1	127	5	0	2	135
大洲市	10	318	12	0	6	346
八幡浜市	7	99	8	0	3	117
伊方町	5	140	3	0	1	149
西予市	13	399	5	0	6	423
宇和島市	7	447	6	3	4	467
松野町	1	23	-	-	0	24
鬼北町	7	63	-	-	2	72
愛南町	8	92	3	2	4	109
計	197	3,778	259	13	86	4,333

備考：排水量は、平均水量である。

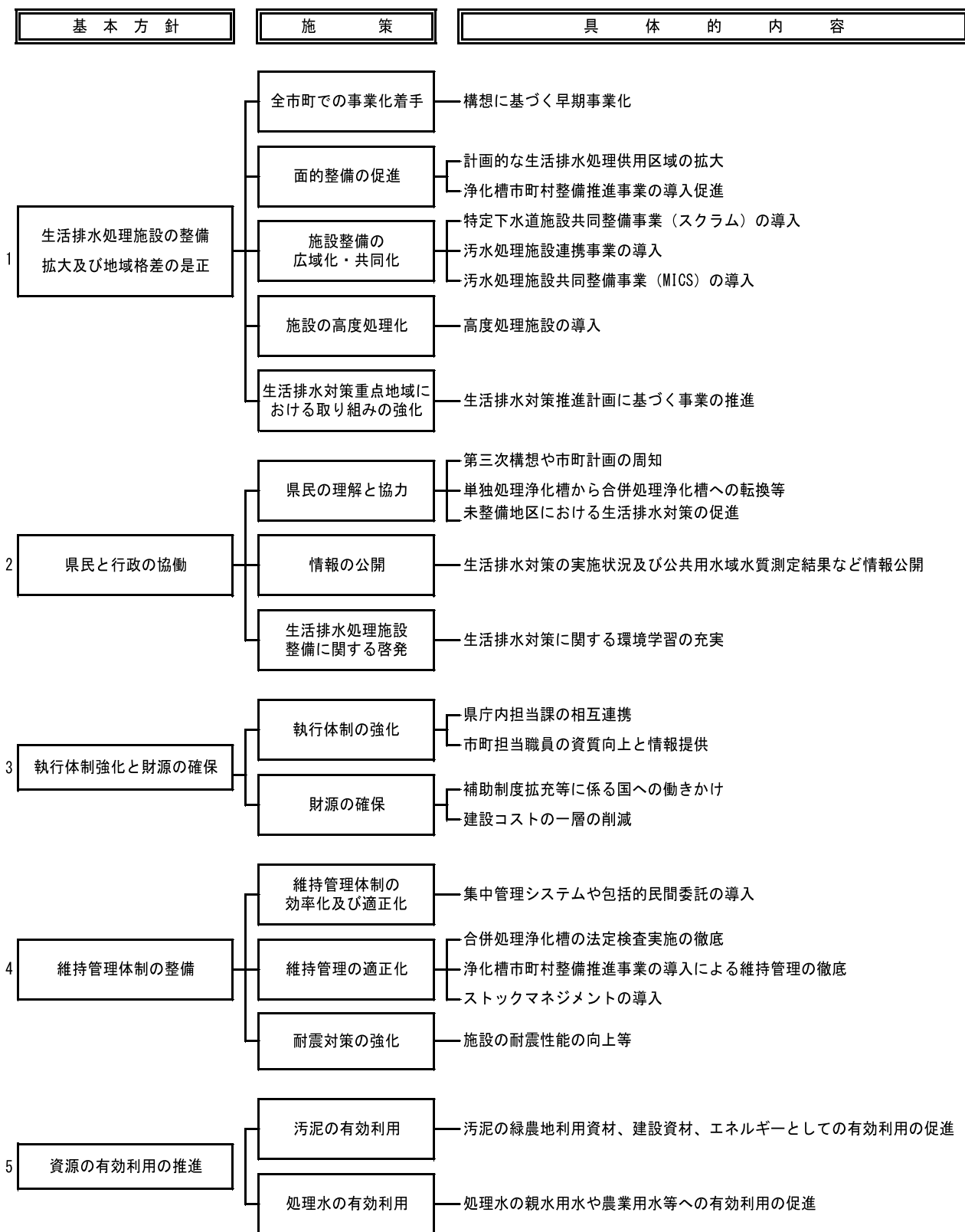
水質汚濁防止法第5条第3項にかかる特定事業場は除く。

資料3-21 排水基準の概要

区分	法律・条例	基準	項目	工場・事業場の種類	規制区域等
濃度規制 (排水基準)	水質汚濁防止法	一律 排水基準	有害物質(28項目)	全特定事業場	県下全域
				有害物質使用特定事業場 (地下浸透規制)	
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する特定事業場	瀬戸内海流入区域
			生活環境項目 (15項目)	排水量通常 50m ³ /日以上 の特定事業場	県下全域 ※窒素・リン以下のとおり。 窒素：瀬戸内海流入区域 リン：瀬戸内海流入区域及 び大渡ダム(高知県) 流入区域
	みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域			
	愛媛県 公害防止条例	上乗せ 排水基準	化学的酸素要求量 (COD)	排水量最大 50m ³ /日 以上の特定事業場	県下全域(既設の畜産を除く。)
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 最大 50m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域
			浮遊物質(S S)	排水量通常 50m ³ /日 以上の特定事業場	四国中央水域流入区域(畜産 を除く。)及び県下全域の製 紙工場
			ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	〃	新居浜海域流入区域
			〃 (動植物油脂)	〃	四国中央水域流入区域
			銅含有量	鉱山に係るもの	銅山川水域流入区域
			生物化学的酸素要求量 (BOD)	し尿処理施設	四国中央水域流入区域(みな し指定地域特定施設 ^(注) のみ を設置するものを除く。)
	横出し 排水基準	有害物質(8項目)	排水施設を設置する特 定事業場	県下全域	
生活環境項目 (15項目)					
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD、窒素、リン	排水量通常 50m ³ /日 以上の特定事業場	瀬戸内海流入区域
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m ³ /日以上の特 定事業場	

(注) 瀬戸内海流入区域に設置される処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

資料 3-22 第三次愛媛県全県域下水道化基本構想の推進施策の体系



資料 3 - 23 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率

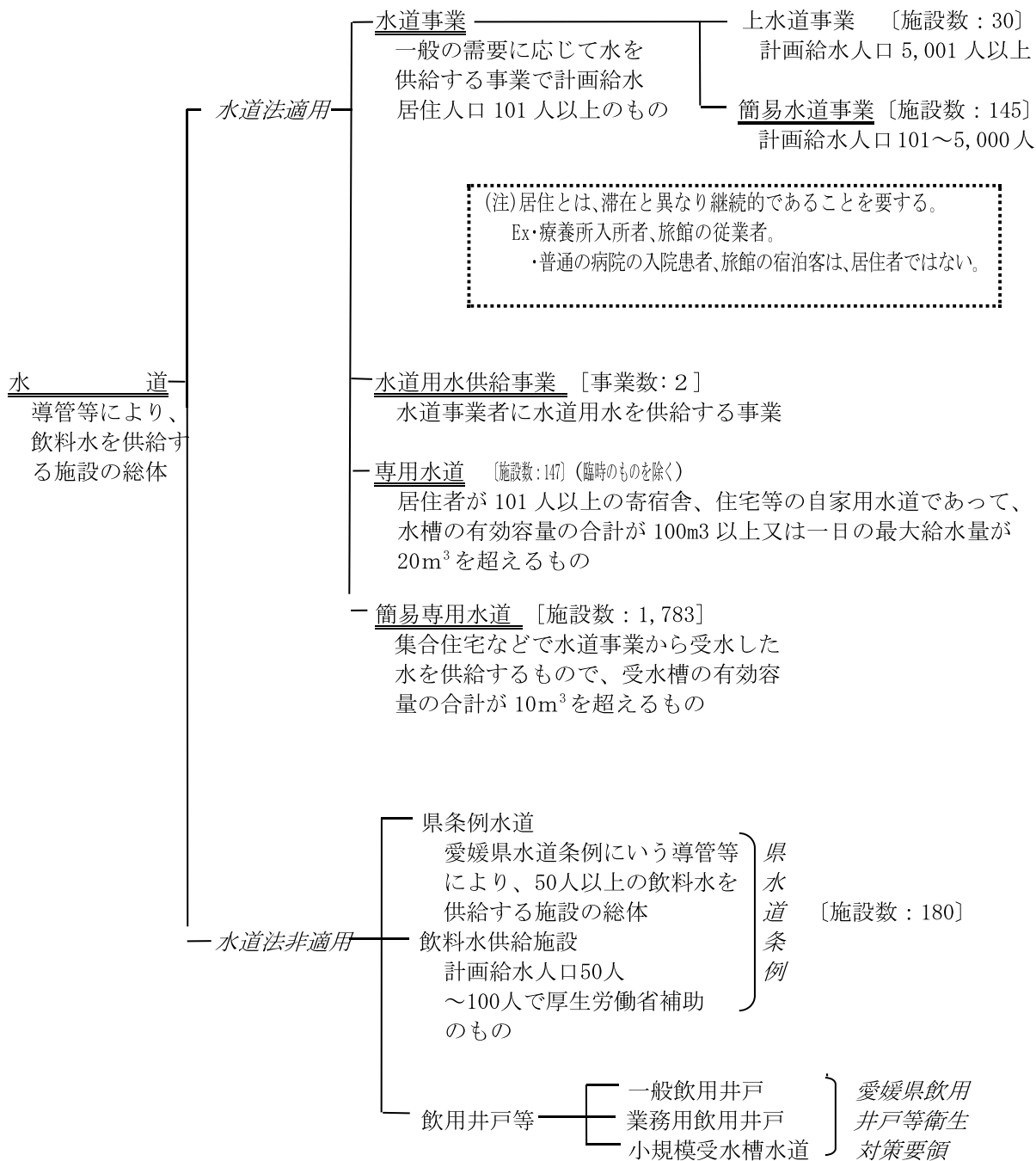
生活排水処理施設の種類	基準年度 (平成 23 年度末)	平成 28 年度末 実績	中間目標 (平成 29 年度末)	最終目標 (平成 34 年度末)
行政人口 (千人)	1,441	1,400	1,380	1,325
下水道 (千人)	707 (49.0%)	741 (53.0%)	755 (54.7%)	786 (59.4%)
農業集落排水施設 (千人)	40 (2.8%)	38 (2.7%)	36 (2.6%)	33 (2.5%)
漁業集落排水処理施設 (千人)	5 (0.4%)	4 (0.3%)	4 (0.3%)	3 (0.3%)
簡易排水施設 (千人)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)
コミュニティ・プラント (千人)	6 (0.4%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
合併処理浄化槽 (千人)	282 (19.5%)	294 (21.0%)	307 (22.2%)	316 (23.8%)
汚水処理人口合計 (千人) (汚水処理人口普及率)	1,040 (72.1%)	1,081 (77.2%)	1,106 (80.1%)	1,141 (86.1%)

※第三次愛媛県全県域下水道化基本構想 (平成 25 年 3 月策定)

※ () 内の%は、行政人口に対する生活排水処理施設別の割合

(は水道法上の用語)

※ 施設数は、平成28年3月31日現在の推計値



資料 3 - 25 県内市町別水道事業実績概要表

(平成28年3月末現在)

番号	市町村名	行政区域内 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	普及率 (%)	給水実績 (上水・簡水のみ)			施 設 数			
					年間 給水量 (千m ³)	一人一日あたり		上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道	計
						最大 給水量 (ℓ)	平均 給水量 (ℓ)				
1	松山市	516,076	502,427	97.4	50,251	303	281	1	7	50	58
2	今治市	164,322	159,195	96.9	19,078	404	329	7	6	7	20
3	宇和島市	79,639	80,052	100.5	10,740	414	368	1	3	1	5
4	八幡浜市	35,643	34,881	97.9	4,451	457	350	1	12		13
5	新居浜市	121,966	116,881	95.8	14,691	400	346	1		12	13
6	西条市	111,799	59,046	52.8	6,971	458	350	5	3	60	68
7	大洲市	45,163	40,511	89.7	6,537	578	442	1	14		15
8	伊予市	38,051	34,597	90.9	4,254	406	337	1	9	2	12
9	四国中央市	89,901	87,951	97.8	12,280	479	383	2	9	1	12
10	西予市	40,157	37,743	94.0	4,882	504	355	1	34	1	36
11	東温市	33,774	32,891	97.4	4,303	477	369	2	8	8	18
12	上島町	7,217	6,785	94.0	742	411	300	1	2		3
13	久万高原町	8,944	6,907	77.2	955	573	379		18		18
14	松前町	30,942	30,765	99.4	3,385	344	306	1		2	3
15	砥部町	21,533	20,363	94.6	2,786	411	377	1		1	2
16	内子町	17,388	14,748	84.8	2,031	544	377	1	14		15
17	伊方町	10,080	9,889	98.1	1,248	652	346	1		1	2
18	松野町	4,163	4,153	99.8	709	463	468		1	1	2
19	鬼北町	10,946	10,575	96.6	1,490	545	386	1	1		2
20	愛南町	22,843	21,708	95.0	3,334	520	421	1	4		5
合 計		1,410,547	1,312,068	93.0	155,118	398	329	30	145	147	322

資料 3-26 水道水質基準

番号	項目	基準値 (mg/ℓ)	番号	項目	基準値 (mg/ℓ)
1	一般細菌	100個/㎖以下	27	総トリハロメタン	0.1以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.03以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	30	ブロモホルム	0.09以下
5	セレン及びその化合物	0.01以下	31	ホルムアルデヒド	0.08以下
6	鉛及びその化合物	0.01以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下
8	六価クロム化合物	0.05以下	34	鉄及びその化合物	0.3以下
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	35	銅及びその化合物	1.0以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	36	ナトリウム及びその化合物	200以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	37	マンガン及びその化合物	0.05以下
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	38	塩化物イオン	200以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下
14	四塩化炭素	0.002以下	40	蒸発残留物	500以下
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	42	ジェオスミン	0.00001以下
17	ジクロロメタン	0.02以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	44	非イオン界面活性剤	0.02以下
19	トリクロロエチレン	0.01以下	45	フェノール類	0.005以下
20	ベンゼン	0.01以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3以下
21	塩素酸	0.6以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	50	色度	5度以下
25	ジブromokロロメタン	0.1以下	51	濁度	2度以下
26	臭素酸	0.01以下			

資料3-27 水質管理目標設定項目

番号	項目名	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/ℓ以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/ℓ以下
4	—	—
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
6	—	—
7	—	—
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下
11	—	—
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)
15	農薬類(120物質)	検出値と目標値の比の和として、1以下(別掲)
16	残留塩素	1mg/ℓ以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下
25	濁度	1度以下
26	PH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下

資料 3-28 水質管理目標設定項目 (農薬類)

番号	項目	目標値 (mg/l)	番号	項目	目標値 (mg/l)
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05	61	チアジニル	0.1
2	2, 2-DPA(ダラボン)	0.08	62	チウラム	0.02
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.03	63	チオジカルブ	0.08
4	EPN	0.004	64	チオファネートメチル	0.3
5	MCPA	0.005	65	チオベンカルブ	0.02
6	アシュラム	0.9	66	テフリルトリオン	0.002
7	アセフェート	0.006	67	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
8	アトラジン	0.01	68	トリクロピル	0.006
9	アニロホス	0.003	69	トリクロルホン(DEP)	0.005
10	アミトラズ	0.006	70	トリシクラゾール	0.1
11	アラクロール	0.03	71	トリフルラリン	0.06
12	イソキサチオン	0.008	72	ナプロバミド	0.03
13	イソフェンホス	0.001	73	バラコート	0.005
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	74	ピベロホス	0.0009
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	75	ピラクロニル	0.01
16	イプロベンホス(IBP)	0.09	76	ピラゾキシフェン	0.004
17	イミノクタジン	0.006	77	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
18	インダノファン	0.009	78	ピリダフェンチオン	0.002
19	エスプロカルブ	0.03	79	ピリプチカルブ	0.02
20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	0.006	80	ピロキロン	0.05
21	エトフェンブロックス	0.08	81	フィプロニル	0.0005
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	82	フェニトロチオン(MEP)	0.01
23	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	83	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
24	オキサジクロメホン	0.02	84	フェリムゾン	0.05
25	オキシシン銅(有機銅)	0.03	85	フェンチオン(MPP)	0.006
26	オリサストロビン	0.1	86	フェントエート(PAP)	0.007
27	カズサホス	0.0006	87	フェントラザミド	0.01
28	カフェンストロール	0.008	88	フサライド	0.1
29	カルタップ	0.3	89	ブタクロール	0.03
30	カルバリル(NAC)	0.05	90	ブタミホス	0.02
31	カルプロパミド	0.04	91	ブプロフェジン	0.02
32	カルボフラン	0.005	92	フルアジナム	0.03
33	キノクラミン(ACN)	0.005	93	プレチラクロール	0.05
34	キャブタン	0.3	94	プロシミドン	0.09
35	クミルロン	0.03	95	プロチオホス	0.004
36	グリホサート	2	96	プロピコナゾール	0.05
37	グルホシネート	0.02	97	プロピザミド	0.05
38	クロメプロップ	0.02	98	プロベナゾール	0.05
39	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	99	プロモブチド	0.1
40	クロルピリホス	0.003	100	ベノミル	0.02
41	クロロタロニル(TPN)	0.05	101	ベンシクロン	0.1
42	シアナジン	0.004	102	ベンゾピシクロン	0.09
43	シアノホス(CYAP)	0.003	103	ベンゾフェナップ	0.005
44	ジウロン(DCMU)	0.02	104	ベンタジン	0.2
45	ジクロベニル(DBN)	0.03	105	ベンディメタリン	0.3
46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	106	ベンフラカルブ	0.04
47	ジクワット	0.005	107	ベンフルラリン(バスロジン)	0.01
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	108	ベンフレセート	0.07
49	ジチアノン	0.03	109	ホスチアゼート	0.003
50	ジチオカルバメート系農薬	(*1) 0.005	110	マラチオン(マラソン)	0.7
51	ジチオピル	0.009	111	メコプロップ(MCPPP)	0.05
52	シハロホップブチル	0.006	112	メソミル	0.03
53	シマジン(CAT)	0.003	113	メタラキシル	0.06
54	ジメタメリン	0.02	114	メチダチオン(DMTP)	0.004
55	ジメトエート	0.05	115	メチルダイムロン	0.03
56	シメリン	0.03	116	メミノストロビン	0.04
57	ジメピペレート	0.003	117	メトリブジン	0.03
58	ダイアジノン	0.003	118	メフェナセツト	0.02
59	ダイムロン	0.8	119	メプロニル	0.1
60	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	(*2) 0.01	120	モリネート	0.005

*1 二硫化炭素として

*2 メチルイソチオシアネートとして